

## 和解条項

- 一 原告と被告らは、友好的且つ健全な金融取引を通じて、よりよい地域社会づくりの実現に向け努力することを目的とし、本件事案の特殊性及び被告らの財務負担の軽減ひいては住民福祉に配慮した裁判所の和解勧告を尊重し、互譲の精神をもって、以下のとおり和解する。
- 二 被告安中市土地開発公社は主債務者として、被告安中市は連帯保証人として、原告に対し、連帯して、原告請求にかかる本件借入金元金三三億八六一万八千二百四十五円及び本日までに発生した利息損害金全額相当額の支払義務あることを認める。
- 三 原告は、被告らに対し、本日、前項の債務のうち借入金元金九億三六一万八千二百四十五円及び前項の利息損害金全額相当額の支払いを免除する。
- 四 被告らは、連帯して、原告に対し、前項の免除後の残債務金二億四億五〇〇万円を、次のとおり分割して、原告安中支店における群馬銀行安中支店長名義別段預金口座番号〇一八五五八二に振り込んで支払う。但し、残債務金には利息を付さない。
  - 1 平成一〇年一月二十五日限り金四億円
  - 2 平成一一年から一〇年間は、毎年一月二十五日限り金二〇〇〇万円宛
  - 3 前号後の一〇年間の残金支払方法については、原告と被告らが前号の最終支払期日までに、その時の被告らの財務状況並びに一般経済情勢等を勘案のうえ、前号の年間支払額を下回らない範囲で協議して定め、以降も残金支払済みまで同様とする。
- 五 被告らが前項1及び2の各分割金の支払いを一回でも一か月以上遅滞したときは、被告らは当然に期限の利益を失い、残額及びこれに対する期限の利益喪失の日の翌日から支払済みまで年一四パーセントの割合による損害金を一括して直ちに支払う。
- 六 被告安中市土地開発公社は、別紙供託金一覧表記載の供託金を取り戻すものとし、原告はこれに異議はない。
- 七 原告はその余の請求を放棄する。
- 八 原告と被告らは、本件に関し、本和解条項に定める他には何ら債権債務のないことを相互に確認する。
- 九 訴訟費用は、各自の負担とする。